

令和6年度事業報告

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営を図るとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、出版事業、広報事業など社会的ニーズに即応した事業を実施した。

I 電子マニフェスト事業

1. 電子マニフェスト加入者数及び年間登録件数（資料1）

電子マニフェスト加入者数は、C料金のうち未利用者の約3.3万者が解約したため、計画値を下回り、前年度比2.6%増の323,812者となった。

電子マニフェスト年間登録件数は、前年度比7.0%増の約4,347万件、電子化率は86.9%となった。なお、第四次循環型社会推進基本計画（平成30年6月）において普及状況を把握するための指標としていた電子化率は、その分母となる総マニフェスト数を5,000万件として算出していたが、環境省による直近の調査結果に基づき、今後の電子化率は分母を7,000万件として算出することとした。

区分 年度		加入者数							マニフェスト 年間登録件数	電子化率	
		排出事業者				収集運搬 業者	処分 業者	合計		分母 5千万	分母 7千万
		A料金	B料金	C料金	計						
令和5年度 実績		3,743	45,753	227,786	277,282	28,255	10,138	315,675	40,617,335	81%	58%
令和6年度	計画	3,780	49,700	233,300	286,780	30,800	10,300	327,880	43,000,000	86%	61%
	実績	3,803	51,343	228,445	283,591	29,890	10,331	323,812	43,472,689	87%	62%

また、電子マニフェストの普及の状況を把握するための指標について、第五次循環型社会推進基本計画（令和6年8月閣議決定）では「産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率」（以下「捕捉率」という。）となったことを踏まえ、JWセンターにおいても令和7年度から普及状況把握の指標として捕捉率を採用することとした。環境省で算出した令和3年度の産業廃棄物委託処理量は159,727千tであることから、捕捉率は160,000千tを分母とし、電子マニフェストで把握する委託量を分子として算出すると、令和6年度の捕捉率は速報値で65%となる。

2. 電子マニフェスト普及促進

電子マニフェストの一層の普及を図るため、関係業界団体等と連携して重点普及対象（産業廃棄物委託処理量に比して電子マニフェストの利用割合が比較的少ない建設業

(がれき類)等)への普及活動など、以下の事業を実施した。

(1) 重点普及対象への普及活動

産業廃棄物処理委託量が多く重点普及対象としている建設業については、排出事業場が固定されていないことや、下請け工事の場合には運搬業者の立場になることなど、建設業特有の事情を反映した普及資料を作成し公開している。

また、下水道汚泥での利用促進のため、下水道協会誌に広告を出稿するなどにより普及に努めた。

(2) 電子マニフェスト導入に向けた情報提供の充実

いつでもWeb上で視聴・閲覧できる電子マニフェスト導入に向けた説明動画・資料を充実するとともに、都道府県等が主催する説明会等への講師派遣依頼については、現地もしくは近隣のインストラクター(JWセンター委嘱)を優先的に派遣した。

1) JWセンター主催セミナー 13回

2) 地方公共団体等と連携したセミナー等(講師派遣) 90回

(3) 加入者サポート

電子マニフェストを円滑に導入・利用していただくため、ホームページやメールマガジンを通じて電子マニフェストへの加入方法や利用方法等の周知を実施した。

また、団体加入者の利用代表者に対してアンケートを実施して団体加入者の実態を把握し、メールで適宜必要な情報を提供して利用代表者の意識の向上を促進し、新規加入・解約が進む団体加入者の管理の高度化を図った。

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理(資料6)

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化することで侵入の防御を行い、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持した。また、次期機器更新(作業期間:令和7年12月~令和9年1月予定)に向けて、円滑に作業を進めるために、システムに係る事前調査を実施した。

4. 環境省受託事業(資料5)

環境省より以下の事業を受託し、実施した。

電子マニフェスト普及拡大事業

(1) 電子マニフェスト操作体験セミナーの開催

電子マニフェストシステムに未加入の事業者を対象に、一人に一台パソコンを用意し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者それぞれの立場でマニフェスト登録から最終処分終了報告までの一連の電子マニフェストの操作を体験するセミナーを全国6か所(秋田、東京、愛知、大阪、香川、熊本)で対面により開催した(16回 222人)。

(2) 業種別事例集の作成

IV 調査事業 1. 受託調査等事業 を参照

5. 電子マニフェスト情報の有効活用の検討

廃棄物処理法省令改正（令和7年4月22日公布、令和9年4月1日施行）に伴う電子マニフェストへの再資源化等情報の項目追加に対応するため、システムの仕様検討・開発・マニュアル等資料の整備を進めた。また、蓄積される情報を循環型社会形成推進に向けて活用していくための検討を進めた。

II 教育研修事業（資料2～4）

1. 講習会事業

（1）講習会

廃棄物処理法の関係規定に対応する講習会として、以下の講習会を（公社）全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会並びに（公社）日本医師会との連携のもとに実施した。令和6年度は、オンライン講義と会場試験を組合せた講習会（オンライン形式）とあわせて、受講者のニーズを踏まえ、従来の対面による講習会（対面形式）を2割程度実施した。

1）産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）
（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。） 6 課程

2）特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者講習会（以下「特管責任者講習会」という。） 2 課程

3）PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB講習会」という。）
1 課程

（2）講習会の開催実績（試験回数）

1）新規講習会	268回	15,740名（16,007名）
2）更新講習会	281回	23,200名（22,924名）
3）特管責任者講習会	127回	14,020名（15,766名）
4）PCB講習会	5回	174名（ 204名）
計	681回	53,134名（54,901名）

※カッコ内は前年度実績

（3）委員会

講習会を適切に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」、修了試験問題に関する事項を審議する「講習会試験委員会」を各2回、「医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会テキスト作成・試験委員会」、「PCB講習会テキスト作成・試験委員会」を各1回開催した。

2. 研修事業

排出企業を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会」及び「建設業に特化したマネジメント研修会」として、Web会議システムを活用した双方向（ライブ形式）での研修会を開催した。

産業廃棄物マネジメント研修会	12回	835名
建設業マネジメント研修会	5回	391名

III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた評価基準に基づいた評価を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施した。

評価実績：新規1社 1製品、更新5社 13製品（累計：13社 48製品）

IV 調査事業

1. 受託調査等事業（資料5）

環境省より、「業種別事例集作成業務」を受託し、電子マニフェストの活用を含め、産業廃棄物の適正処理に関する優良な取組を行っている排出事業者の業種別事例集を取りまとめるため、有識者、関係業界の代表者、自治体、処理業者の協力を得て、業種別事例集作成委員会を開催し、事例集の構成や活用方法等を検討し、作成作業を行った。

令和6年度は、自動車関連産業を対象に、自動車製造業、自動車部品製造業、自動車販売・整備業の各分野に関する業種別事例集を取りまとめた。

2. 自主調査事業

廃プラスチック類、家庭系・事業系の食品廃棄物、廃溶剤・廃潤滑油を対象とした資源循環の促進にむけた取組状況調査、産業廃棄物処理業における脱炭素に向けた取組調査を行った。

調査事業の内容については、学会等を通じて広く情報提供を行った。

V 国際協力事業

韓国、台湾等の電子マニフェスト実施機関等との交流、情報交換等を進めるため、日韓台ネットワーク会議を令和6年9月5～6日に東京において開催した。

VI 広報事業

1. JW懇話会

JWセンターの関係者間の情報交換を進めるための「JW懇話会」を実施した。

・非鉄金属製錬におけるリサイクルとその推進力（令和6年8月2日）

秋田大学大学院国際資源学研究科 客員教授 川村 茂 氏

2. 機関誌の発行

JWセンターの機関誌を発行した。

- (1) 発行 季刊（年4回）
- (2) 発行部数 各号 2,200 部
- (3) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

3. 書籍の出版等

「廃棄物処理法令（三段対照）・通知集（令和6年版）（令和6年5月発行）」等の廃棄物処理に関する書籍の企画、編集、出版、販売協力を行った。

4. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、教育研修事業などJWセンターの活動等について、ホームページによる情報提供を行った。また、JWセンターの各事業の利用者等に対するメールマガジンの配信（年14回、配信数 約32万件／回）を行った。

5. Web講座の開催

JWセンター職員の産業廃棄物の知識向上、及び国、自治体に対するJWセンターの貢献を目的に令和2年度から実施しているWeb講座について、令和6年度は長岡文明氏、及び自治体担当者を講師に迎え、廃棄物処理法初任者のための研修、許可事務に係る実務及び現場対応等の自治体による事例紹介を3シリーズ（13回、参加者数 延900名）開催した。

VII その他の公益事業等

1. 全国大会の開催

産業廃棄物関係団体3団体（（公社）全国産業資源循環連合会、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団、JWセンター）の共催による「産業廃棄物と環境を考える全国大会」を令和6年11月15日に岐阜県で開催した。

2. 産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん

廃棄物処理法第13条の15第1項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進センター基金に、環境大臣からの協力依頼を受け、社会貢献の観点から出えんを行った。

3. 情報セキュリティ対策の充実強化

JWセンターのより一層のセキュリティ対策の充実強化を図り、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格であるISO 27001の実践・維持向上に努め、3年目の更新審査を受け認証された。

VIII その他

1. 財政基盤の強化

電子マニフェスト情報の一層の有効活用に向けて充実を図るとともに、加入者の更なる利便性の向上を図るため、電子マニフェストシステムの改善に備えるJWNET機能改善積立資産として、令和6年度に2億円を積み立てた。

2. デジタル化の推進

センターの文書管理や業務管理のデジタル化の推進を図るため、現状の把握を行い、実施に向けた検討を進めた。